

目次

関東運輸局編

■ 本書について	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	3

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	14
4 自動車の点検整備制度	16
5 自動車の検査制度	22
6 認証制度	32
7 指定制度（工場関係）	42
8 指定制度（検査員関係）	48
9 指定制度（保安基準適合証関係）	51
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	74

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	80
2 自動車の装置一般	86
3 自動車の車体関係	91
4 自動車の室内関係	99
5 自動車の騒音・排ガス関係	110
6 自動車の灯火関係	113
7 警音器・後写鏡 他	131
8 テスタ等による機能維持確認	137

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	154
2 過去出題例と解説	156

第4章 年度別試験問題

1 令和5年度 第1回	183
2 令和5年度 第2回	194
3 令和4年度 第1回	205
4 令和4年度 第2回	215
5 令和3年度 第1回	225
6 令和3年度 第2回	232
7 令和2年度	239
8 令和元年度 第1回	247
9 令和元年度 第2回	255

■ 巻末資料	261
--------	-----

《法令の改正》

- ◎車両法：令和元年5月24日
法律第14号まで
- ◎施行規則：令和5年9月1日
国土交通省令第66号まで
- ◎点検基準：令和5年10月20日
国土交通省令第86号まで
- ◎審査規程：令和6年2月1日
第55次改正まで

本書について

本書は、関東運輸局において令和元年度から令和5年度までに行われた自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。ジャンルは大きく次の4つに区分してあります。

第1章 車両法 (10区分)
第2章 保安基準 (8区分)
第3章 計算問題 (5年分/9回)
第4章 年度別試験問題 (5年分/9回)

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する
②選択式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択肢から選んで記号を記入する
③記述式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句または数値を記入する

①の○×式はそのまま、②及び③の穴埋め問題については全て記述式としました。なお、令和4年度より、記述式による出題はされていません(○×式もしくは選択式問題のみの出題)。しかし、実力を要請できるように選択式問題について、記述式としています。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[R5.1]であれば、令和5年度第1回の試験問題、[R2]であれば令和2年度(1回のみ実施)の試験問題であることを示します。[R5.2/R4.1]の場合は、令和5年度第2回と令和4年度第1回に同じ問題が出題されていることを示します。

[R5.1改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に改正等があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き換えていることを示します。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査規程」を収録しています。なお、本書は令和6年3月時点の法令を基準としています。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題及び第4章の「年度別試験問題」は、令和5年から過去5年分(9回分)の計算式を示し、解説しています。

「別冊解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。なお、計算問題の計算式と正解については第3章に掲載しています。

保安基準・審査規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて公論出版発行の「自動車検査ハンドブック令和6年版」もしくは「自動車検査ハンドブックワイド令和6年版」(いずれも定価2,200円)、審査事務規程の原文については「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和6年版」(定価3,000円)をご活用下さい。

法令改正について：基本的に令和6年3月時点での法令に対応しています。したがって、4月以降の法令改正については、御注意下さい。

また、本書に訂正箇所が生じた場合、弊社ホームページにて内容を掲載致します。お手数ですがそちらをご確認下さい。⇒ <http://www.kouronpub.com> (または「公論出版」で検索)

令和6年3月
編集担当：安藤

略語について

◎本書では、法令等の名称を次の略語により表記しています。

略語	法令、通達名
車両法	道路運送車両法
自賠法	自動車損害賠償保障法
施行令	道路運送車両法施行令
施行規則	道路運送車両法施行規則
指定規則	指定自動車整備事業規則
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準
実施要領	自動車検査業務等実施要領について（依命通達）
審査規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
整備事業の取扱い	自動車整備事業の取扱い及び指導の要領について（依命通達）
指定業務取扱	指定自動車整備事業業務取扱要領（依命通達）
保適の有効期間と自賠保険の取扱い	保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取り扱いについて
保適再交付の取扱い	保安基準適合証等の再交付の取り扱いについて
校正の取扱い	指定自動車整備事業規則第12条の規定に基づく校正に係る取り扱いについて
自動車部品の取扱い	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取り扱いについて（依命通達）
検査機器の取扱い	自動車検査用機械器具の構造と取扱い
光吸収係数の測定方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法
走行距離計表示値記載に係る取扱い	指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取り扱いについて

最近の主な改正概要

◆点検基準◆

1. 定期点検項目「点火時期」及び「ディストリビュータキャップの状態」取扱い変更〔令和5年7月1日以降〕
別表第3、4、5及び6における点検項目「点火時期」及び「ディストリビュータキャップの状態」は削除されていないが、その取扱いについて、二輪自動車の別表（第5の2及び第7）を除き、「ディストリビュータを有する自動車に限る」と注釈が加えられた。
2. OBDを活用した点検方法の導入〔令和5年7月1日以降〕
近年、自動車技術の進化がめざましく、自動運転技術や電動車の普及が進むと同時に、車載式故障診断装置（OBD）が搭載される車両が増加していることなどを踏まえ、OBDを活用した点検方法の導入等、自動車の定期点検の項目及び方法について改正が行われた。具体的には、次の定期点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法だけでなく、OBDを活用した点検方法等が認められることとなった。

3. 高圧ガスの燃料装置に係る点検項目の追加〔令和5年12月21日以降〕

高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置等について、点検項目が追加された。

◆審査事務規程◆

◆第49次改正〔令和5年3月31日施行〕

1. 走行用前照灯の灯光色基準強化

従来、平成17年12月31日以前に製作された自動車について、「走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。」と規定されていたが、「走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯するすれ違い用前照灯を含む全てが同一であること。」とアンダーライン箇所の文言が追加された。

2. 前部霧灯の灯光色基準明確化

従来、「前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。」と規定されていたが、「前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯する全てが同一であること。」とアンダーライン箇所の文言が追加された。

3. 大型貨物自動車の側方に備える方向指示器の要件緩和

大型貨物自動車等には、両側面の前部に1個ずつ方向指示器を備えるほか、両側面の中央部に1個ずつ又は両側面に3個ずつ方向指示器を備えること、とされている。

※アンダーラインの規定が適用されるのは、新型車については平成29年11月18日以降の製作車となる。

改正により、両側面の前部に備えるものを除き、両側面に3個ずつ備える独立した方向指示器に代えて、方向指示器と同時に点滅する側方灯を両側面にそれぞれ3個以上備えていればよいこととなった。

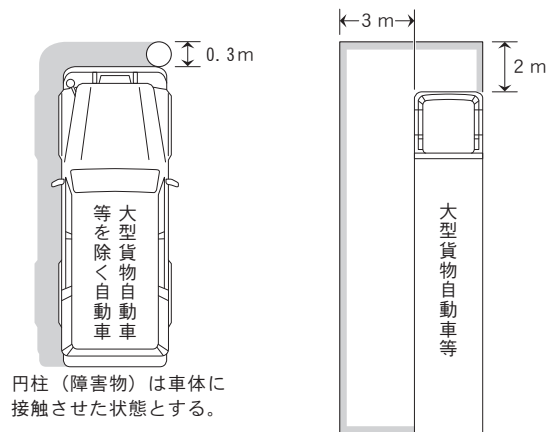
◆第51次改正〔令和5年9月1日施行〕

1. OBD検査に係る取扱い等を規定（持ち込み検査時）

令和6年10月1日から開始されるOBD検査関連の規定が新設された。

2. 「直前及び側方の視界」基準改正

※新型車：平成17年1月1日以降、継続生産車：平成19年1月1日以降の製作車に適用
従来、大型貨物自動車等はイラスト右側、その他の自動車についてはイラスト左側の網掛けの範囲内の障害物について目視、直前直左鏡もしくはカメラ等によって確認できるものであることが求められていた。改正により、「定員10人未満の乗用及び総重量3.5トン以下の貨物」「定員10人以上の乗用及び総重量3.5トン超の貨物（大型貨物自動車等を除く）」「大型貨物自動車等」に分け、それぞれ適用される基準を細分化した。



【視界の範囲】

3. 保安基準に適合しない不適切な補修方法の追加

新たに、前照灯の光度や照射光線の向きに適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているものは保安基準に適合しないとされた。

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	6
3. 自動車の種別	7

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	9
2. 新規登録の申請	9
3. 自動車登録番号標の封印	9
4. 変更登録	10
5. 移転登録	10
6. 永久抹消登録	11
7. 一時抹消登録	11
8. 自動車登録番号標の表示	11
9. 車台番号等の打刻	12
10. 打刻の塗まつ等の禁止	12
11. 譲渡証明書	13
12. 臨時運行の許可	13
13. 回送運行の許可	14

3. 保安基準

1. 保安基準	14
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	16
2. 日常点検整備	16
3. 定期点検整備	17
4. 点検整備記録簿	19
5. 整備管理者	21
6. 整備命令	21
7. 自動車の点検及び整備に関する手引	22

5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	22
2. 新規検査	23
3. 自動車検査証の有効期間	23
4. 自動車検査証の有効期間の起算日	24
5. 継続検査	25
6. 臨時検査	26
7. 自動車検査証の備付け及び検査標章	27
8. 自動車検査証記録事項の変更	28
9. 構造等変更検査	28
10. 自動車検査証の返納等	29
11. 自動車検査証等の再交付	29
12. 予備検査	29
13. 限定自動車検査証	29
14. 自動車部品を装着した場合の取扱い	30

6. 認証制度

1. 特定整備事業の種類	32
2. 認証	32
3. 認証基準	32
4. 特定整備事業者の変更届	34
5. 特定整備の定義	35
6. 特定整備事業者の標識	36
7. 特定整備事業者の義務	36

8. 特定整備記録簿	36
9. 設備の維持等	38
10. 特定整備事業者の遵守事項	38
11. 整備主任者	40
12. 事業の停止等	41
13. 不正改造等の禁止	41

7. 指定制度（工場関係）

1. 指定自動車整備事業の指定	42
2. 指定工場の設備、技術及び管理組織	42
3. 検査の設備の基準	43
4. 作業場等の基準の解釈	44
5. 対象自動車の指定	45
6. 検査用機器の共用	46
7. 設備の維持	47
8. 検査用機器の校正	47
9. 検査用機器の校正（不適合時の取扱い）	48

8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任	48
2. 自動車検査員の兼任	48
3. 自動車検査員の要件	49
4. 自動車検査員の解任	50
5. 自動車検査員の研修	50

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による保安基準適合証等の交付	51
2. 保安基準適合証等の交付範囲と現車提示の省略	52
3. 指定事業者の点検の基準	54
4. 自動車検査員による証明（証明方法）	56
5. 自動車検査員による証明（同一性の確認等）	56
6. 自動車検査員による証明（一時抹消登録車の取扱い）	58
7. 自動車検査員による検査（法令）	58
8. 複数の自動車検査員が分担して行う場合	66
9. 自動車検査員の服務	66
10. 自動車検査員の作業区分	66
11. 保安基準適合証等の有効期間	67
12. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い（現車提示の省略）	68
13. 保安基準適合標章の表示	69
14. 保安基準適合証の取扱い（記載方法）	69
15. 保安基準適合証の取扱い（不正使用の防止等）	70
16. 走行距離計表示値の取扱い	70
17. 保安基準適合証の取扱い（最終検査申請日）	71
18. 自賠償保険証明書の備付け	72
19. 自賠償保険証明書の提示	72
20. 限定保安基準適合証	73

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項）	74
2. 指定整備記録簿（保存期間）	75
3. 指定整備記録簿（記載要領）	75
4. 罰則の適用	76
5. 保安基準適合証の交付の停止	77
6. 指定事業者の変更届及び標識	77
7. 不正使用等の禁止	78

1. 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての(①)等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(②)を増進することを目的とする。[R5.2/R5.1]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の(①)の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(②)の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての()を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.1]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(①)及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての(②)を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.2]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び(①)その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(②)を増進することを目的とする。[R3.1]
- ☑6. この法律は、(①)に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての(②)を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R2]
- ☑7. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての(①)等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての(②)の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R1.2]
- ☑8. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(①)の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(②)の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R1.1]

[関係法令]

◆車両法◆第1条(この法律の目的)

- 1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
 - ▷「公証」行政上、特定の事実または法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎回必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. 道路運送車両法でいう「道路運送車両」とは、自動車及び原動機付自転車をいう。[R1.2]
- ☑2. この法律で「()」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。[R3.2]
- ☑3. この法律で「道路運送車両」とは、()、原動機付自転車及び軽車両をいう。[R2]

- ☑4. この法律で「()」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R3.1/R1.1]
- ☑5. この法律で「自動車」とは、原動機により(①)を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して(①)を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R5.1/R5.2]

【関係法令】

◆車両法◆第2条(定義)

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3. この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令〔施行規則第1条〕で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
 ▷内燃機関を原動機とする側車付を除いた二輪は総排気量0.125ℓ以下、その他のものは0.050ℓ以下のものが原動機付自転車。また、排気量0.050ℓ以下は第一種原動機付自転車、その他のもの(0.050～0.124ℓ)が第二種原動機付自転車に分類される。
4. この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令〔施行令第1条〕で定めるものをいう。
 ▷軽車両は、原動機を使用しない馬車、牛車及び馬そりなどが規定されている。
5. この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること(道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。)をいう。

3 自動車の種別

【過去出題例】

- ☑1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに()の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R5.2/R2]
- ☑2. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の()及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R4.1]
- ☑3. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び()並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R4.2]
- ☑4. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び(①)並びに原動機の種類及び総排気量又は(②)を基準として国土交通省令で定める。[R1.2]
- ☑5. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の(①)及び構造並びに(②)の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R3.1]
- ☑6. 道路運送車両法第3条(自動車の種別)の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第1に定めるところによる。[R5.2/R5.1]

★編注：保安基準関連の出題について 80

1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義 80
 2. 不適切な補修等 81
 3. 長さ、幅及び高さ 82
 4. 最低地上高 83
 5. 車両総重量・軸重・輪荷重 84
 6. 安定性 84
 7. 最小回転半径 85
 8. 接地部及び接地圧 85

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置 86
 2. 速度抑制装置 86
 3. 走行装置（軽合金製ディスクホイール） 87
 4. 走行装置（空気入ゴムタイヤ） 87
 5. 施錠装置 88
 6. 制動装置 88
 7. 衝突被害軽減制動制御装置（自動ブレーキ） 89
 8. 緩衝装置 89
 9. 燃料装置 89
 10. 電気装置 90
 11. サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム 91

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体（走行装置の回転部分） 91
 2. 車枠及び車体（エア・スポイラ） 92
 3. 車枠及び車体（側面方向指示器の突出） 94
 4. 車枠及び車体（リヤ・オーバーハング） 94
 5. 車体表示 95
 6. 巻込防止装置 95
 7. 突入防止装置 96
 8. 前部潜り込み防止装置 98

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置 99
 2. 運転者席 99
 3. 座席 101
 4. 座席ベルト 101
 5. 座席ベルト非装着時警報装置 103
 6. 頭部後傾抑止装置 104
 7. 年少者用補助乗車装置等 104
 8. 通路 105
 9. 立席 105
 10. 乗降口 105
 11. 非常口 106
 12. 物品積載装置 106
 13. 窓ガラス 108
 14. 窓ガラス（貼付物等） 108

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器） 110
 2. 排出ガス等の発散防止装置（機能維持） 111

3. ブローバイ・ガス還元装置 111
 4. 燃料蒸発ガス発散防止装置 112
 5. 排出ガス等の発散防止装置（排気管） 112

6. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯 113
 2. すれ違い用前照灯 114
 3. 前部雾灯 115
 4. 側方照射灯 116
 5. 車幅灯 116
 6. 昼間走行灯 117
 7. 前部反射器 118
 8. 側方灯・側方反射器 118
 9. 番号灯 120
 10. 尾灯 120
 11. 後部雾灯 121
 12. 後部反射器 122
 13. 大型後部反射器 122
 14. 制動灯 124
 15. 補助制動灯 125
 16. 後退灯 126
 17. 方向指示器 127
 18. 非常点滅表示灯 127
 19. その他の灯火等の制限 128

7. 警音器・後写鏡 他

1. 警音器 131
 2. 非常信号用具 131
 3. 後写鏡等 132
 4. 直前及び側方の視界 132
 5. 窓ふき器 134
 6. 速度計 135
 7. 消火器 135
 8. 運行記録計 135
 9. 緊急自動車 136
 10. 道路維持作業用自動車 136
 11. 自主防犯活動用自動車 136
 12. 旅客自動車運送事業用自動車 136
 13. 乗車定員 136

8. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスタ） 137
 2. 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器） 138
 3. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等） 138
 4. CO・HCの濃度（CO・HCテスタ） 143
 5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度（オパシメータ又は黒煙測定器） 145
 6. 前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機） 148
 7. 灯火の灯光の色（色度座標測定機器） 151
 8. 警音器の音の大きさ（騒音計等） 151
 9. 速度計の指度の誤差（速度計試験機） 152
 10. サイレンの音の大きさ（騒音計等） 153

★編注：保安基準関連の出題について

1. 保安基準に関し、自動車の製作年月日により適用される規定が異なることや、適用除外（基準そのものが適用されない）となる場合がある。
例：前照灯の灯光色について、平成 17 年 12 月 31 日以前の製作車は白色又は淡黄色であることとされるが、平成 18 年 1 月 1 日以降の製作車については白色であること等。
2. 従って、自動車の製作年月日により解答が異なる場合がある。
3. 過去出題時の自動車の製作年月日について、試問実施年月により次のように定めて出題されていた。

試問の別	実施年月	自動車の製作年月日	設定概要
令和 5 年度第 1 回	令和 5 年 7 月	令和 2 年 5 月 1 日	試問実施の 3 年前
令和 5 年度第 2 回	令和 5 年 2 月	令和 3 年 2 月 1 日	試問実施の 2 年前
令和 4 年度第 1 回	令和 4 年 7 月	令和元年 7 月 1 日	試問実施の 3 年前
令和 4 年度第 2 回	令和 4 年 2 月	令和 2 年 2 月 1 日	試問実施の 2 年前
令和 3 年度第 1 回	令和 3 年 7 月	設問中個別に設定	—
令和 3 年度第 2 回	令和 3 年 2 月	設問中個別に設定	—
令和 2 年度	令和 2 年 2 月	設問中個別に設定	—
令和元年度第 1 回	令和元年 7 月	設問中個別に設定	—
令和元年度第 2 回	令和元年 2 月	設問中個別に設定	—

4. 本書は、令和 6 年度に試問を受検される方を対象としている。そこで、過去出題例について、特に記載がない場合、試問実施の 3 年前となる「令和 3 年 7 月 1 日」として解答・解説している。
※「第 4 章 年度別試験問題」も同様。
※第 1 回目を受検される方に対しては「令和 4 年 2 月 1 日」と設定すべきであろうが、解答が異なる出題がなかったことから「令和 3 年 7 月 1 日」に統一した。

1. 自動車の構造関係

1 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. 「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載するとともに、運転者 1 名が乗車し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。この場合において乗車定員 1 人の重量は 55kg とする。[R5.1/R3.2]
- ☑2. 「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載するとともに、乗車定員の人員が乗車し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[R2]
- ☑3. 「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[R1.2]

[審査規程 1－3 用語の定義・抜粋]

用語	内容
空車状態	道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[以下略] ▷空車状態の自動車の重量を「車両重量」という。

審査時 車両状態	空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態）であること。[以下略]
積車状態	空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は55kgとし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したもとする。 ▷積車状態の自動車の重量を「車両総重量」という。

2 不適切な補修等

【過去出題例】

・装着又は部品の取外し

- ☑1. 緊急自動車以外の普通貨物自動車について、緊急自動車の警光灯に形状が類似した赤色灯火が備え付けられていたが、電球及び全ての配線を取外したため、適合と判断した。[R2]
- ☑2. 自動車検査証に「道路維持作業用自動車」の記載のない普通貨物自動車に黄色回転灯が取り付けられていたが、配線のコネクタが取り外されており、作動しなかったため、保安基準適合と判断した。[R5.1/R3.1]

【審査規程4-4 不適切な補修等・要約】

【保安基準に適合しないもの】 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

①装置又は部品の取付け
ア. 粘着テープ類（*1）、ロープ類又は針金類による取付け
イ. 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け
ウ. 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
エ. フェンダー等走行装置の回転部分附近の車体にベルト類、ホース類、粘着テープ類（*2）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの
オ. 装備義務がある灯火器の配線、配線の周囲の保護部材等が、自動車の外側表面上に確認できるもの（*3）
カ. 7-41（8-41）[運転者席]に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのもの
②装置又は部品の取外し
ア. 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体が取外されていないもの ▷カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む
イ. 不点灯状態にある灯火であって、当該灯火に係る電球、光源及び全ての配線が取外されていないもの（速度表示装置を除く）
ウ. タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの
③装置又は部品の補修
ア. 粘着テープ類（*1）、ロープ類又は針金類による補修
イ. 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
ウ. 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの
エ. 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等の異物が詰められているもの
オ. 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの
カ. 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの
キ. 前照灯の光度や照射光線の向きに適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの

令和6年版 関東運輸局施行
自動車検査員教習試験 問題と解説

発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005 東京都台東区上野3-1-8
電話 03-3837-5745 (販売)
03-3837-5731 (編集)
FAX 03-3837-5740

発行日 令和6年4月15日

定価 3,300円 送料300円 (共に税込み)
